中小企業定年引上げ等奨励金

制度ご案内　平成24年4月

❶「65歳以上への定年の引上げ」
❷「定年の定めの廃止」
❸「希望者全員を対象とする70歳以上までの継続雇用制度の導入」
❹「希望者全員を対象とする65歳以上70歳未満までの継続雇用制度と同時に
　労使協定に基づく基準該当者を対象とする70歳以上までの継続雇用制度の導入」

のいずれかを実施した中小企業事業主に対し、導入した制度等に応じて一定額を支給します。
また、勤務時間の多様化の制度（高齢短時間制度）を併せて導入した場合には、加算金を支給します。

独立行政法人
高齢・障害・求職者雇用支援機構
Japan Organization for Employment of the Elderly, Persons with Disabilities and Job Seekers
http://www.jeed.or.jp/

支給対象となる事業主

主要な支給要件を掲載しています。詳しくは、都道府県の高齢・障害者雇用支援センターへお問い合わせください。

1　次のイからニの**いずれにも該当する**事業主に対して支給されます。

イ　雇用保険の適用事業の事業主であり、定年や継続雇用制度の年齢の引上げを実施した日において中小企業事業主（常用被保険者※1の数が300人以下の事業主）であること。

ロ　実施日の1年前の日から支給申請日の前日までの期間に高齢法第8条及び第9条を遵守していること。※2

ハ　事業主が、平成24年4月1日以降、就業規則等により、65歳以上への定年の引上げ、定年の定めの廃止、希望者全員を対象とする70歳以上までの継続雇用制度の導入、希望者全員を対象とする65歳以上70歳未満までの継続雇用制度と同時に労使協定に基づく基準該当者を対象とする70歳以上までの継続雇用制度の導入のいずれかを実施していること。
　なお、当該措置は平成18年4月1日から実施日の前日までの期間において就業規則等により定められていた旧定年年齢・旧継続雇用年齢を超えるものであること。

ニ　支給申請日の前日において、当該事業主に1年以上継続して雇用されている60歳以上の常用被保険者が、1人以上いること（65歳に達した日以後に新たに当該事業主に雇用された方は、原則として被保険者とはなりません。）。
　また、希望者全員を対象とする65歳以上70歳未満までの継続雇用制度と同時に労使協定に基づく基準該当者を対象とする70歳以上までの継続雇用制度の導入を実施した場合には、当該事業主に1年以上継続して雇用されている64歳以上の常用被保険者が1名以上いること。

2　上記イからハに該当し、一定数※3の高年齢者を雇用する法人等（法人でない社団、財団、個人を含みます。）を設立した事業主も対象となります。

※1　常用被保険者とは

雇用保険の一般被保険者及び高年齢継続被保険者をいいます。

※2　高齢法第8条及び第9条とは

60歳以上の定年を定めていること及び64歳以上の定年か継続雇用制度（継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準を定めている場合も認められます。）を定めていることをいいます。
（詳細は4頁「関連法令」を参照）。

※3　一定数とは

次の（1）及び（2）に該当する場合です。

（1）　中小企業定年引上げ等奨励金の支給申請日の前日において、当該事業主に雇用される60歳以上の常用被保険者の数が3人以上であり、かつ、当該事業主に雇用される常用被保険者全体に占める割合が4分の1以上であること。
　ただし、希望者全員を対象とする65歳以上70歳未満までの継続雇用制度と同時に労使協定に基づく基準該当者を対象とする70歳以上までの継続雇用制度の導入を実施した事業主にあっては、3人以上のうち、1人以上は64歳以上であること。

（2）　中小企業定年引上げ等奨励金の支給申請日の前日において、当該事業主に雇用される常用被保険者全体に占める55歳以上の常用被保険者の割合が2分の1以上であること。

制度ごとの支給額

退職年齢　65歳～69歳　70歳以上

60歳以上65歳未満の定年を定めている事業主 ※1

		企業規模（人） 1～9人	10～99人	100～300人
		支給額（万円）		
A	定年の引上げ ※3	40（20）	60（30）	80（40）
B	希望者全員継続雇用制度の導入 ※4 → 労使協定に基づく基準該当者を対象とする継続雇用制度の導入 併せて64歳以上の雇用保険被保険者が1人以上必要です	20（支給なし）	40（支給なし）	60（支給なし）
C	定年の引上げ・廃止、希望者全員継続雇用制度の導入	40（20）	80（40）	120（60）
D	希望者全員を対象とする65歳以上70歳未満までの継続雇用制度を導入している事業主 ※2 → 希望者全員継続雇用制度の導入			
E	65歳以上70歳未満の定年を定めている事業主 ※1 → 定年の引上げ・廃止、希望者全員継続雇用制度の導入			
加算措置	上記の定年の引上げ等と併せて**高齢短時間制度**（※詳細は次頁）を導入した場合の加算額	20	20	20

（　）内は支給申請日の前日において当該事業主に1年以上継続して雇用されている64歳以上の雇用保険被保険者がいない場合に支給される額となります。なお、上記Bは1年以上継続して雇用されている64歳以上の雇用保険被保険者がいない場合、奨励金の支給対象となりません。

○すでに「70歳以上までの定年の引上げ」、「定年の定めの廃止」、「希望者全員を対象とする70歳以上までの継続雇用」のいずれかの実施により、当奨励金を受けている事業主は、奨励金の支給対象となりません。
　また、平成24年4月1日以降の定年の引上げ、定年の廃止又は継続雇用制度の導入を実施したことにより、当奨励金の支給を受けたことがある場合も、支給対象となりません。

○すでに「希望者全員を対象とする70歳以上までの継続雇用」を実施済みの事業主が定年の引上げ、定年の廃止等を実施しても奨励金の支給対象となりません。

※1　平成18年4月1日から新しい制度の実施日の前日までの期間における就業規則等に定められていた旧定年年齢
※2　平成18年4月1日から新しい制度の実施日の前日までの期間における就業規則等に定められていた希望者全員を対象とする旧継続雇用の終了年齢
※3　すでに「希望者全員を対象とする65歳以上の継続雇用制度を導入している事業主」は、奨励金の支給対象となりません。
※4　すでに65歳までの継続雇用に係る「継続雇用定着促進助成金」の支給を受けた事業主は、奨励金の支給対象となりません。

※高齢短時間制度とは

（1）　1頁の1又は2に該当する事業主が定年引上げ等の制度と併せて（実施日が同一のもの）導入するものです。
高齢短時間制度のみ導入しても、奨励金の支給対象とはなりません。

（2）　60歳以降の希望する日以後において、一般労働者の週所定労働時間（基準労働時間）の他、基準労働時間に比べ、短い労働時間を選択して労働することができるものです。

高齢短時間制度

① 一般労働者の週所定労働時間	基準労働時間
② 短時間労働時間	基準労働時間の4分の3未満 かつ 20時間以上（週の所定労働時間）

①又は②を選択して労働することができるもの（就業規則等に、明記されていること。）。

（3）　短時間労働時間を選択した者が雇用の上限年齢及び契約期間について不利となるものでないこと（就業規則等にその旨の定めがないこと。）。

（4）　高齢短時間制度導入後1年間に、短時間労働時間を選択した常用被保険者（当該事業主に1年以上継続して雇用される者に限る。）が1人以上出た場合に支給申請ができます。
当該支給申請は、1頁の1又は2に該当する事業主が定年引上げ等の制度導入に係る申請と同時でなければなりません。

支給申請手続き

以下の書類を都道府県の高齢・障害者雇用支援センターに提出してください。
なお、支給申請期限は、制度を導入した日の翌日から起算して1年以内となります。

イ　中小企業定年引上げ等奨励金支給申請書

ロ　平成18年4月1日から支給申請日の前日までの期間における定年及び継続雇用制度が確認できる就業規則（写）等（常時10人以上の労働者を使用する事業主にあっては、労働基準監督署に届け出た就業規則、常時10人未満の労働者を使用する事業主にあっては、労働基準監督署に届け出た就業規則又は就業規則その他これに準ずるもの及び「定年及び就業規則等に関する申立書」）

ハ　常用被保険者全員の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（写）又は常用被保険者全員の記載がある事業所別被保険者台帳（写）

ニ　登記事項証明書（個人事業主にあっては、税務署長へ提出した「所得税申告書（写）等」）

ホ　直近の労働保険確定保険料申告書（写）又は労働保険概算保険料申告書（写）
（労働保険事務組合委託事業所にあっては、労働保険料納入通知書（写））

ヘ　その他記載事項を確認する書類

高齢短時間制度を同時に導入し加算金を併せて申請する場合

ト　高齢短時間制度の適用を受けた常用被保険者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（写）

チ　短時間労働時間を適用した事実が確認できる出勤簿（写）等

よくある質問

Q 当社は現在定年が60歳で、定年後の継続雇用制度は特に導入しておりませんが、新たに65歳定年を導入すると奨励金を受給できますか?

A 60歳定年で定年後の継続雇用制度を導入していないとなると高齢法第9条を遵守していないため、この奨励金は支給できません。(平成22年4月からは少なくとも64歳の定年か継続雇用制度を設けている必要がありますので、新たに65歳定年を導入したとしても導入した日から過去1年間に高齢法第9条違反がある場合は、奨励金の支給対象となりません。)
※支給対象となる事業主の1頁の1のロをご参照ください。

ご利用にあたっての注意事項

① 支給申請書等の記載事項を確認するため、必要に応じて書類の提出又は提示を求めることがあります。
なお、これらの確認に協力が得られず、支給要件に照らして支給申請書等の内容に疑義があると認められるときには、奨励金は支給にならないことがあります。

② 雇用保険二事業で実施する助成金制度の適正な運営を図るため、支給申請の際、職業安定機関に対して照会を行い、不支給要件等の内容を確認します。

・労働保険料の滞納
支給申請日において、労働保険料を2年を超えて滞納している事業主については、奨励金の支給対象となりません。

・給付金の不正受給
支給申請日から遡って、3年前の日から偽りその他不正の行為により、雇用保険二事業に係る各種給付金を受け、又は受けようとした事業主については、奨励金の支給対象となりません。

③ この奨励金は国の助成金制度のひとつですので、支給を受けた事業主については、国の会計検査の対象となります。また、偽りその他の不正行為により支給を受けた場合は、支給金額の全部を返還していただきます。

④ 奨励金は、国の予算の範囲内で支給されます。

関連法令

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)(抜粋)

(定年を定める場合の年齢)

第8条　事業主がその雇用する労働者の定年(以下単に「定年」という。)の定めをする場合には、当該定年は、60歳を下回ることができない。(以下 略)

(高年齢者雇用確保措置)

第9条　定年(65歳未満のものに限る。以下この条において同じ。)の定めをしている事業主は、その雇用する高年齢者の65歳までの安定した雇用を確保するため、次の各号に掲げる措置(以下「高年齢者雇用確保措置」という。)のいずれかを講じなければならない。

一　当該定年の引上げ

二　継続雇用制度(現に雇用している高年齢者が希望するときは、当該高年齢者をその定年後も引き続いて雇用する制度をいう。以下同じ。)の導入

三　当該定年の定めの廃止

2　事業主は、当該事業所に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準を定め、当該基準に基づく制度を導入したときは、前項第2号に掲げる措置を講じたものとみなす。

附則(高年齢者雇用確保措置に関する特例等)

第4条　次の表の上欄に掲げる期間における第9条第1項の規定の適用については、同項中「65歳」とあるのは、同表の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

平成18年4月 1日から 平成19年3月31日まで	平成19年4月 1日から 平成22年3月31日まで	平成22年4月 1日から 平成25年3月31日まで
62 歳	63 歳	64 歳

2　定年(65歳未満のものに限る。)の定めをしている事業主は、平成25年3月31日までの間、当該定年の引上げ、継続雇用制度の導入又は改善その他の当該高年齢者の65歳までの安定した雇用の確保を図るために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

問い合わせ先

●この奨励金の詳細については、下記の高齢・障害者雇用支援センター（注）へお問い合わせください。
（注）高齢・障害者雇用支援センターは、当機構地域障害者職業センターの雇用支援課（東京、大阪は窓口サービス課）の通称です。

名称		郵便番号	所在地	電話番号
北海道	高齢・障害者雇用支援センター	〒060-0004	札幌市中央区北4条西4丁目1 札幌国際ビル4階	011-200-6685
青　森	高齢・障害者雇用支援センター	〒030-0822	青森市中央1-25-9 EME青森ビル6階	017-721-2125
岩　手	高齢・障害者雇用支援センター	〒020-0024	盛岡市菜園1丁目12番10号 日鉄鉱盛岡ビル5階	019-654-2081
宮　城	高齢・障害者雇用支援センター	〒980-0021	仙台市青葉区中央3丁目2-1 青葉通プラザ13階	022-713-6121
秋　田	高齢・障害者雇用支援センター	〒010-0951	秋田市山王3丁目1番7号 東カンビル3階	018-883-3610
山　形	高齢・障害者雇用支援センター	〒990-0039	山形市香澄町2-2-31 カーニープレイス山形3階	023-674-9567
福　島	高齢・障害者雇用支援センター	〒960-8034	福島市置賜町1番29号 佐平ビル8階	024-524-2731
茨　城	高齢・障害者雇用支援センター	〒310-0803	水戸市城南1丁目1-6 サザン水戸ビル7階	029-300-1215
栃　木	高齢・障害者雇用支援センター	〒320-0811	宇都宮市大通2-1-5 明治安田生命宇都宮大通りビル2階	028-610-0655
群　馬	高齢・障害者雇用支援センター	〒379-2154	前橋市天川大島町130-1	027-287-1511
埼　玉	高齢・障害者雇用支援センター	〒330-0074	さいたま市浦和区北浦和4-5-5 北浦和大栄ビル5階	048-814-3522
千　葉	高齢・障害者雇用支援センター	〒261-0001	千葉市美浜区幸町1-1-3	043-204-2901
東　京	高齢・障害者雇用支援センター	〒130-0022	墨田区江東橋2-19-12	03-5638-2284
神奈川	高齢・障害者雇用支援センター	〒231-0003	横浜市中区北仲通4-40 商工中金横浜ビル5階	045-640-3046
新　潟	高齢・障害者雇用支援センター	〒951-8061	新潟市中央区西堀通6番町866号 NEXT21ビル12階	025-226-6011
富　山	高齢・障害者雇用支援センター	〒930-0004	富山市桜橋通り1-18 住友生命富山ビル7階	076-471-7770
石　川	高齢・障害者雇用支援センター	〒920-0856	金沢市昭和町16-1 ヴィサージュ1階	076-255-6001
福　井	高齢・障害者雇用支援センター	〒910-0005	福井市大手2丁目7番15号 明治安田生命福井ビル10階	0776-22-5560
山　梨	高齢・障害者雇用支援センター	〒400-0031	甲府市丸の内2丁目7-23 鈴与甲府ビル1階	055-236-3163
長　野	高齢・障害者雇用支援センター	〒380-0836	長野市南県町1040-1 日本生命長野県庁前ビル6階	026-269-0366
岐　阜	高齢・障害者雇用支援センター	〒500-8856	岐阜市橋本町2-20 濃飛ビル5階	058-253-2723
静　岡	高齢・障害者雇用支援センター	〒420-0851	静岡市葵区黒金町59-6 大同生命静岡ビル7階	054-205-3307
愛　知	高齢・障害者雇用支援センター	〒450-0002	名古屋市中村区名駅4-2-28 名古屋第二埼玉ビル4階	052-533-5625
三　重	高齢・障害者雇用支援センター	〒514-0002	津市島崎町327-1	059-213-9255
滋　賀	高齢・障害者雇用支援センター	〒520-0056	大津市末広町1番1号 日本生命大津ビル3階	077-526-8841
京　都	高齢・障害者雇用支援センター	〒600-8006	京都市下京区四条通柳馬場西入立売中之町99 四条SETビル5階	075-254-7166
大　阪	高齢・障害者雇用支援センター	〒541-0056	大阪市中央区久太郎町2-4-11 クラボウアネックスビル3階	06-4705-6927
兵　庫	高齢・障害者雇用支援センター	〒650-0023	神戸市中央区栄町通1-2-7 大同生命神戸ビル2階	078-325-1792
奈　良	高齢・障害者雇用支援センター	〒630-8122	奈良市三条本町9-21 JR奈良伝宝ビル6階	0742-30-2245
和歌山	高齢・障害者雇用支援センター	〒640-8154	和歌山市六番丁24番地 ニッセイ和歌山ビル6階	073-499-4175
鳥　取	高齢・障害者雇用支援センター	〒680-0835	鳥取市東品治町102 明治安田生命鳥取駅前ビル3階	0857-50-1545
島　根	高齢・障害者雇用支援センター	〒690-0887	松江市殿町111 山陰放送・第一生命共同ビル3階	0852-60-1677
岡　山	高齢・障害者雇用支援センター	〒700-0907	岡山市北区下石井2-1-3 岡山第一生命ビル4階	086-801-5150
広　島	高齢・障害者雇用支援センター	〒730-0013	広島市中区八丁堀16-14 第2広電ビル7階	082-511-2631
山　口	高齢・障害者雇用支援センター	〒753-0074	山口市中央5-7-3 山口センタービル2階	083-995-2050
徳　島	高齢・障害者雇用支援センター	〒770-0823	徳島市出来島本町1-5	088-611-2388
香　川	高齢・障害者雇用支援センター	〒760-0017	高松市番町1-6-1 住友生命高松ビル8階	087-813-2051
愛　媛	高齢・障害者雇用支援センター	〒790-0006	松山市南堀端町5番地8 オワセビル4階	089-986-3201
高　知	高齢・障害者雇用支援センター	〒780-0053	高知市駅前町5番5号 大同生命高知ビル7階	088-861-2212
福　岡	高齢・障害者雇用支援センター	〒810-0073	福岡市中央区舞鶴2-1-10 ORE福岡赤坂ビル5階	092-718-1310
佐　賀	高齢・障害者雇用支援センター	〒840-0816	佐賀市駅南本町5-1 住友生命佐賀ビル5階	0952-37-9117
長　崎	高齢・障害者雇用支援センター	〒850-0862	長崎市出島町1番14号 出島朝日生命青木ビル5階	095-811-3500
熊　本	高齢・障害者雇用支援センター	〒860-0844	熊本市中央区水道町8-6 朝日生命熊本ビル3階	096-311-5660
大　分	高齢・障害者雇用支援センター	〒870-0026	大分市金池町1丁目1番1号 大交セントラルビル3階	097-548-6691
宮　崎	高齢・障害者雇用支援センター	〒880-0805	宮崎市橘通東5丁目4番8号 岩切第2ビル3階	0985-77-5177
鹿児島	高齢・障害者雇用支援センター	〒892-0844	鹿児島市山之口町1番10号 鹿児島中央ビル11階	099-219-2000
沖　縄	高齢・障害者雇用支援センター	〒900-0006	那覇市おもろまち1-3-25 沖縄職業総合庁舎4階	098-941-3301

以下のホームページもご参照ください。
●独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページ → http://www.jeed.or.jp/
●高齢者関係の給付金については → http://www.jeed.or.jp/elderly/employer/subsidy/subsidy.html